

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	平和不動産株式会社
【英訳名】	HEIWA REAL ESTATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 貞雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0182
【事務連絡者氏名】	総務企画本部 総務グループリーダー 飯塚 正
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0182
【事務連絡者氏名】	総務企画本部 総務グループリーダー 飯塚 正
【縦覧に供する場所】	平和不動産株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 平和不動産株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目3番21号) 平和不動産株式会社福岡支店 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 平和不動産株式会社札幌支店 (札幌市中央区大通西4丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成24年6月27日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額399,170,692円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月28日

第2号議案 株式併合の件

併合する株式の種類と割合

当社普通株式について、5株を1株に併合する。

株式併合の効力発生日

平成24年10月1日

条件

第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とする。

第3号議案 定款一部変更の件

変更の内容

発行可能株式総数を5億5,000万株から1億1,000万株に変更し、単元株式数を500株から100株に変更する。

定款一部変更の効力発生日

平成24年10月1日

条件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とする。

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役として、藍澤基彌および齊田國太郎を選任する。

第5号議案 取締役賞与支給の件

社外取締役を除く取締役4名に対して総額2,000万円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	269,463	1,989	0	(注)1	(注)2 可決(97.0%)
第2号議案	268,525	2,902	0	(注)1	(注)2 可決(96.6%)
第3号議案	268,758	2,650	0	(注)1	(注)2 可決(96.7%)
第4号議案 藍澤基彌	268,211	3,401	0	(注)1	(注)2 可決(96.5%)
齊田國太郎	268,137	3,475	0		(注)2 可決(96.4%)
第5号議案	252,821	18,814	0	(注)1	(注)2 可決(90.9%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席の全ての株主の分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上